

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	株式会社ニチリン
【英訳名】	NICHIRIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 龍一
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町98番地1 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	079(252)4151(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 難波 宏成
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市別所町佐土1118番地(姫路工場)
【電話番号】	079(252)4151(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 難波 宏成
【縦覧に供する場所】	株式会社ニチリン東京支社 (東京都港区芝浦一丁目3番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年3月26日開催の当社第131期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、取締役の責任免除ならびに取締役および監査役の責任限定契約に係る規定を新設する。なお、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日までは現会社法に基づく変更とするため、附則に所要の規定を設ける。  
執行役員に関する規定の新設ならびにその他関連する規定の文言の修正・削除・条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、清水良雄氏、前田龍一氏、松田真幸氏、小池 聡氏、鈴木一誠氏、および森川良一氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、橋本 進氏を選任する。

第5号議案 取締役の業績連動報酬改定の件

取締役の業績連動報酬について、業績により連動させるよう業績連動報酬の支給要領を変更する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役および退任監査役に対し当社における内規および慣行の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

取締役5名及および監査役3名に対し、当社における内規および慣行の範囲内で、在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、支給の方法等は取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。なお、支給の時期は各取締役および各監査役の退任時とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	79,465	454	777	(注)1	可決(98.47%)
第2号議案	79,468	451	777	(注)2	可決(98.48%)
第3号議案				(注)3	
清水 良雄	79,608	311	777		可決(98.65%)
前田 龍一	79,693	226	777		可決(98.76%)
松田 眞幸	79,692	227	777		可決(98.76%)
小池 聡	79,688	231	777		可決(98.75%)
鈴木 一誠	79,232	687	777		可決(98.19%)
森川 良一	79,692	227	777		可決(98.76%)
第4号議案				(注)3	
橋本 進	79,637	282	777		可決(98.69%)
第5号議案	79,528	391	777	(注)1	可決(98.56%)
第6号議案	72,589	7,330	777	(注)1	可決(89.95%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため当日出席の株主のうち、賛成・反対および棄権の確認ができない議決権の数を加算しておりません。

以上